

1 サービス購入料の構成等

(1) サービス購入料の構成

本市が事業者を支払うサービス購入料は、維持管理業務費（サービス購入料 A およびサービス購入料 B）、運営業務費（サービス購入料 C および D）および光熱水費（サービス購入料 E）で構成される。

本市は、当該サービス購入料に係る消費税相当額（消費税および地方消費税）を加えて支払うものとする。

(2) 事業者の収入

事業者の収入は、本市が支払うサービス購入料による収入である。

【サービス購入料の構成】

区分	名称	対象
維持管理業務費	サービス購入料 A	・建物保守管理業務費 ・建築設備保守管理業務費 ・火葬炉保守管理業務費 ・清掃業務費 ・植栽・外構等維持管理業務費 ・警備業務費 ・その他業務費
	サービス購入料 B	・施設・設備等長期計画修繕業務費 ・施設・設備等改修業務費 ・火葬炉設備長期計画修繕業務費 ・火葬炉改修業務費
運営業務費	サービス購入料 C	・火葬受付・案内業務 ・告別業務 ・炉前業務 ・火葬業務 ・収骨業務 ・その他業務費（うち、稼働準備業務費を除く） ・SPC 経費（監査、保険等）
	サービス購入料 D	・その他業務費（うち、稼働準備業務費）
光熱水費	サービス購入料 E	・光熱水費（売店・自動販売機分を除く）

2 サービス購入料の支払い方法

(1) サービス購入料 A、サービス購入料 C、サービス購入料 D およびサービス購入料 E

サービス購入料 A、C および E の支払方法は次のとおりとする。

- ・支払回数は、令和 8 年度第 1 四半期を第 1 回とし、以降四半期ごとで年 4 回、令和 28 年度第 4 四半期を最終回とした計 80 回とする。
- ・令和 7 年度の費用（契約締結の日から令和 8 年 3 月までの費用（サービス購入料 D））については、第 1 回に加算するものとする。
- ・なお、サービス購入料 E は、売店・自動販売機の使用分を除いた額とする。売店・自動販売機の使用分は、売店運営者から SPC へ支払われる。

(2) サービス購入料 B

各会計年度の支払予定額は、事業者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

(3) 消費税および地方消費税

サービス購入料を支払う都度、当該サービス購入料に係る消費税相当額（消費税および地方消費税）を加えて支払うものとする。

- ・モニタリングの結果によりサービス購入料が減額された場合や、物価の変動に伴いサービス購入料が増減した場合には、増減後のサービス購入料に応じた消費税相当額を支払うものとする。
- ・消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および関連法令の変更に伴い、消費税率および地方消費税率が変更された場合、本市は、当該変更の内容に従い、サービス購入料の支払に係る消費税および地方消費税を支払うものとする。

3 サービス購入料の支払い手続き

(1) サービス購入料 A、サービス購入料 C、サービス購入料 D およびサービス購入料 E

- ・事業者は、四半期の業務終了後 10 日以内に、当該支払額が確認できる資料（物価変動を含む）を添えて、四半期業務報告書を提出すること。
- ・本市は、四半期業務報告書受領後 10 日以内にモニタリング結果と減額ポイント（実施要領別紙 2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法を参照）を勘案した支払額を事業者へ通知する。
- ・事業者は、支払額の通知を受領後、速やかに本市に対して請求書を提出する。
- ・本市は、請求書を受理した日から 30 日以内にサービス購入料 A、C、D および E を支払うものとする。
- ・なお、サービス購入料 E については、売店の使用量を記録しておくこと。

(2) サービス購入料 B

- ・事業者は、改修業務の目的物の引渡しをしたときは、サービス購入料 B の支払を請求することができる。
- ・本市は、上記の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内にサービス購入料 B を支払うものとする。

- ・本市が、その責めに帰すべき事由により期間内に検査員をして検査を完了させることができないときは、その期間が経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 物価変動に伴うサービス購入料の改定

(1) サービス購入料 A、サービス購入料 B、サービス購入料 C およびサービス購入料 E

ア 改定方法

サービス購入料 A、B、C および E について、「(2) 改定に用いる価格指数」に示す価格指数が前回改定時に比べて絶対値が 1,000 分の 15 以上の変動が認められる場合に、次の算式に基づき改定する。

なお、対象となる業務ごとに算定を行い、サービス購入料を改定するものとする。

$$Y^{※1} = \alpha \times X$$

X：前回改定時のサービス購入料 A、B、C および E

Y：改定増減額（サービス購入料 A、B、C および E の増減額）

$$\alpha : \text{改定率} = \frac{\text{改定時の指数}^{※3※5}}{\text{前回改定時の指数}^{※4※5}} \quad \{ \text{ただし、} |\alpha - 1| \geq 1.5\% \text{ のとき} \}$$

※1 改定の計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を切り捨てるものとする。

※2 当該改定率 α は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てるものとし、 $\alpha - 1$ の絶対値が 15/1,000 に満たない場合は、改定を行わない。

※3 改定時の指数とは、改定時点（改定年度の 8 月末時点に確認できる月別確定値）の直近 12 か月の平均値とする。

※4 前回改定時の指数とは、前回改定時点における 12 か月の平均値とする。なお、初回については、令和 8 年 8 月時点（8 月末時点に確認できる最新の月別確定値）における直近 12 か月の平均値とする。

※5 最新の基準年の指数を用いるものとする。

イ 改定の手続

改定を申請する者は、毎年度 9 月末日までに、価格指数値の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス購入料 A、B、C および E の合計金額を相手方へ報告し、確認を受けるものとする。

(2) 改定に用いる価格指数

改定率の算定に用いる指標は、次表「対象となる費用及び指数」のとおりである。

※ 改定率の算定に用いる指標は、優先交渉権者選定後から仮契約締結までの間に優先交渉権者が提案することができることとする。提案された指標について、本市と協議・合意した上で、事業契約書に定める。契約締結後、物価変動の指標値として採用している指標が消滅したり、内容が見直されて本事業の実態に適合しなくなったりし

た場合は、その後の対応方法について本市と事業者との間で協議して定めるものとする。

【対象となる費用及び指数】

対象	対象となる費用		指標
維持管理業務費	サービス購入料 A		「企業向けサービス価格指数」－建物サービス（日本銀行調査統計局）
	サービス購入料 B	施設・設備等長期計画修繕業務費 (サービス購入料 B-1)	建築費指数－広島－事務所（RC）－設備（一般財団法人建設物価調査会）
		施設・設備等改修業務費 (サービス購入料 B-2)	
		火葬炉設備長期計画修繕業務費 (サービス購入料 B-3)	
		火葬炉改修業務費 (サービス購入料 B-4)	
運營業務費	サービス購入料 C	SPC 経費 (サービス購入料 C-1)	「企業向けサービス価格指数」－法務・財務・会計サービス（日本銀行調査統計局）
		上記以外の運營業務費 (サービス購入料 C-2)	「企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）
光熱水費	サービス購入料 E	火葬燃料費 (サービス購入料 E-1)	「石油製品価格調査」－給油所小売価格調査－灯油配達（広島県）（資源エネルギー庁）
		電気料金 (サービス購入料 E-2)	小売物価統計調査（動向編）－3511 電気代（広島市）（総務省）

5 火葬件数の変動による火葬燃料・電気料金の変更

対象となる事業年度の推計火葬件数（要求水準書別紙 1 将来火葬件数で示す火葬件数）と実際の火葬件数（人体、動物、胞衣の合計火葬件数）が異なった場合、次に示す算式で算出される額について、当該年度の第 4 四半期分のサービス購入料で、本市は精算するものとする。

ア 実際の火葬件数が事業年度の推計火葬件数を上回った場合

- ・（対象年度の火葬燃料費（物価変動を考慮したもの）／事業年度の推計火葬件数）
×（実際の火葬件数－事業年度の推計火葬件数）
- ・（対象年度の電気料金（物価変動を考慮したもの）／事業年度の推計火葬件数）
×（実際の火葬件数－事業年度の推計火葬件数）

イ 実際の火葬件数が事業年度の推計火葬件数を下回った場合

- ・ (対象年度の火葬燃料費 (物価変動を考慮したもの) / 事業年度の推計火葬件数)
× (事業年度の推計火葬件数 - 実際の火葬件数)
- ・ (対象年度の電気料金 (物価変動を考慮したもの) / 事業年度の推計火葬件数)
× (事業年度の推計火葬件数 - 実際の火葬件数)

6 サービス購入料の減額等

本市は、事業者が実施する各業務に関するモニタリングを行い、業務の実施状況が本事業契約、要求水準および提案内容等に適合しない場合には、本事業契約の規定に従い、事業者に対し、業務改善に関する勧告やサービス購入料の減額、契約解除等の措置をとるものとする。詳細については、「別紙 2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」を参照すること。